

## 土木環境工学科のアカデミック・ハラスメント等に係る防止・改善

土木環境工学科 H25 年度学科長

原田 隆典

土木環境工学科では、アカデミック・ハラスメント防止のために、あるいは再発を防ぐために、学科長が中心となって次のような研修や啓発事業を行うとともに、実態把握の強化と良好な教育・研究の改善を継続的に実施する。また、速やかに学科教員に対して研修を行う。

### 1. 理解の促進・意識啓発

- (1) 新入生向けのガイダンスや「大学入門セミナー」、新年度のオリエンテーション等において、本学のハラスメント指針の趣旨についての説明を行う。
- (2) 本学で開催されるハラスメントの研修会には、原則として学科の全教職員が参加する。
- (3) 必要に応じて、学科主催で講演会を開催する。

### 2. 実態把握の強化

- (1) 学科ホームページに相談窓口を設置する。
- (2) 複数の学科内相談員を配置するとともに、学生に周知する。
- (3) 学科の教員・研究室のネットワークを強化し、アカデミック・ハラスメントの防止に努める。

### 3. 対処・改善システム

- (1) アカデミック・ハラスメントに関わるコメント・意見が回収された場合には、学科内外の教職員から構成される調査・対策委員会を設置して、早急に改善を図る。
- (2) 相談記録簿を作成し、コメント・意見、調査・対策委員会の議事録等を記録する。
- (3) アカデミック・ハラスメントの理由による卒業研究または土木環境工学専攻における指導教員変更の申し出ができるシステムを構築し、学生に周知して運用する。(別途、指導教員変更願)
- (4) 対処・改善の報告書を教務担当副学部長に提出する。